タイトルページに戻る

資料8

メーリングリストに寄せられた福見一郎氏のメール

福見@大阪です、こんにちわ。

岡嶋さんが紹介され(これは資料7です)、小澤さんが興味を示された米国での peer review の実情について少し調べてみました。web ではほとんど情報が見つからなかったので、(いつものように)私の所属する米国の ML に尋ねてみました。

質問1: peer review は医療の質の改善や医療過誤削減に本当に役立っていると思うか? 2: peer review の記録は法廷には持ち出せないようになっていると聞くが、それは現在でもそうか?(法令に定めがあるのか?)

これらの質問に対して 10 名程 (弁護士、医師、病院のリスクマネージメント担当者、など) からレスがありました。

質問1については、ほとんどの回答者が peer review の意義を認めており、実際に医療の質を改善していると答えていました。その代表的なものは「それぞれの医師が同僚の前で自分の行った治療行為の正当性を説明する機会を時々持つことは、非常に健全な(healthy)なことである」という声でした。その一方で、「peer review は必要であるが、それが真に意義をもつためには、公正な審査と事後処理、事故防止・安全性確保に取り組む行動力、などの要件が満たされる必要があり、科学アカデミー医学研究所の医療過誤に関する報告(米国で毎年 44,000-98,000 名の入院患者が医療過誤のため死亡していると推定される)を思い出しても、peer review が十分に役立っているとはいえない」という意見もありました。

質問 2 については、例外的なケース(医師が peer review に基づいて受けた処分を不服として訴訟を起こす場合など)を除くと、peer review の記録が法廷に持ち出されることは無いようで、例えば California Evidence Code は peer review 記録のディスカバリー(証拠収集手続き)を禁止しており、医療過誤訴訟の当事者が peer review 記録を訴訟に利用することはできないようになっているようです。こうした規制は同僚間での率直な批判を可能にする上で必須と考える人が大勢のようです。ただ、この規制も州によっては崩れつつあるようだという人もいました。現に昨年末に保健福祉省が作成した医療プライバシー規則では、患者が公開を要求する権利のある医療情報の範囲から peer review 記録をはっ

きり除外すべしというパブリックコメントに対して、連邦議会や州で必ずしもコンセンサスが得られていないことを理由に規則本文ではこれには直接ふれなかったということが前書きの部分(Federal Register 82677 ページ)で述べられています。この点を私が持ち出したところ、この連邦規則の影響は今のところ不明であるが、基本的にはこれまでのやり方が踏襲されるであろうし、そうあるべきだという答えでした。

日本では最近明らかになった、顎手術患者の手術ミスによる死亡を大学病院が組織ぐるみで隠蔽したとみられる疑惑を考えても、peer review を定着させるのは容易ではないでしょうが、医師に免許を与えたあとの十分なフォローを行わない行政の無責任な姿勢の改善を求めると同時に、医師の自浄作用としての peer review を活用することも検討の価値ありと感じました。

Ichiro Fukumi (rp8i-fkm@asahi-net.or.jp) http://www.geocities.com/Paris/9531